

令和6年4月1日
みよし広域連合
(株)リリース

資源物中間処理業務に関する基本協定の締結について

みよし広域連合と(株)リリースの間で資源物中間処理業務の基本協定を締結しました。

現在、みよし広域連合では、三好市、東みよし町内から収集、運搬される資源物の中間処理を三好市池田町大利のリサイクルプラザで行いリサイクル業者に引き渡しています。

リサイクルプラザは、平成12年に稼働を開始し、令和5年度で23年を経過しようとしており、施設においては、耐震化(2000年基準)に対応できておらず、また、経年劣化等により稼働を停止している設備も出てきている状況です。

これらのことを考慮し、将来に渡り廃棄物の排出の抑制及び再資源化等を推進するため、家庭等から排出される資源物の継続した中間処理方針の策定が必要となり、新たな施設整備によるこれまで同様の自処理方式と資源物再生利用業を行う管内の民間事業者へ処理を委託する両方式を比較検討し優位性を調査してまいりました。

検討にあたっては、民間委託処理方式は、管内の民間事業者から提出の「事業提案書」により委託処理の実現性を検証、一方自処理方式については、新施設整備費の実質負担額、維持管理費、運営費等に基づく行政コストを算定し、両方式を比較した結果、民間委託処理方式の場合、事業者は既に事業系資源物再生利用業を行っており、自らの現施設で処理が可能であること、安全性・安定性においても、これまでの実績及び経営状況等において安定して業務を遂行することが可能と考えられること、また、行政コスト面において、自処理方式より有利な価格で処理が可能となることなど、総合的に民間委託処理方式が優位であると判断し、今後のみよし広域連合管内の資源物中間処理を民間委託処理方式と決定しました。

今後、廃棄物の排出抑制及び再資源化等を将来に渡り継続して実施できるよう、民間事業者とともに取り組んでまいります。

【業務の概要】

- 1) 業務名：資源物中間処理業務
- 2) 処理方式：民間委託
- 3) 受託事業者：株式会社 リリース
- 4) 処理場所：三好郡東みよし町昼間字カドタ305番地2
- 5) 処理対象：資源物及び一部危険ごみ
- 6) 業務開始：令和8年度(目標年度)
- 7) 処理期間：業務開始より10年間

【それぞれの主な役割(予定)】

みよし広域連合

- ・資源物等中間処理に必要となる委託料の支払い
- ・委託業務の監視

株式会社 リリース

- ・環境影響調査
- ・施設の設置許可
- ・施設整備
- ・中間処理業務及び資源再生処理事業者等への有価物の引き渡し
- ・周辺地域との合意形成
- ・地域の雇用対策

【締結式の様子】



(写真 向かって左側より)

- ・みよし広域連合議会 副議長 三好 正治
- ・みよし広域連合議会 議長 木下 善之
- ・(株)リリース 代表取締役 久保 治
- ・みよし広域連合 広域連合長 (三好市長) 高井 美穂
- ・みよし広域連合 副広域連合長 (東みよし町長) 松浦 敬治